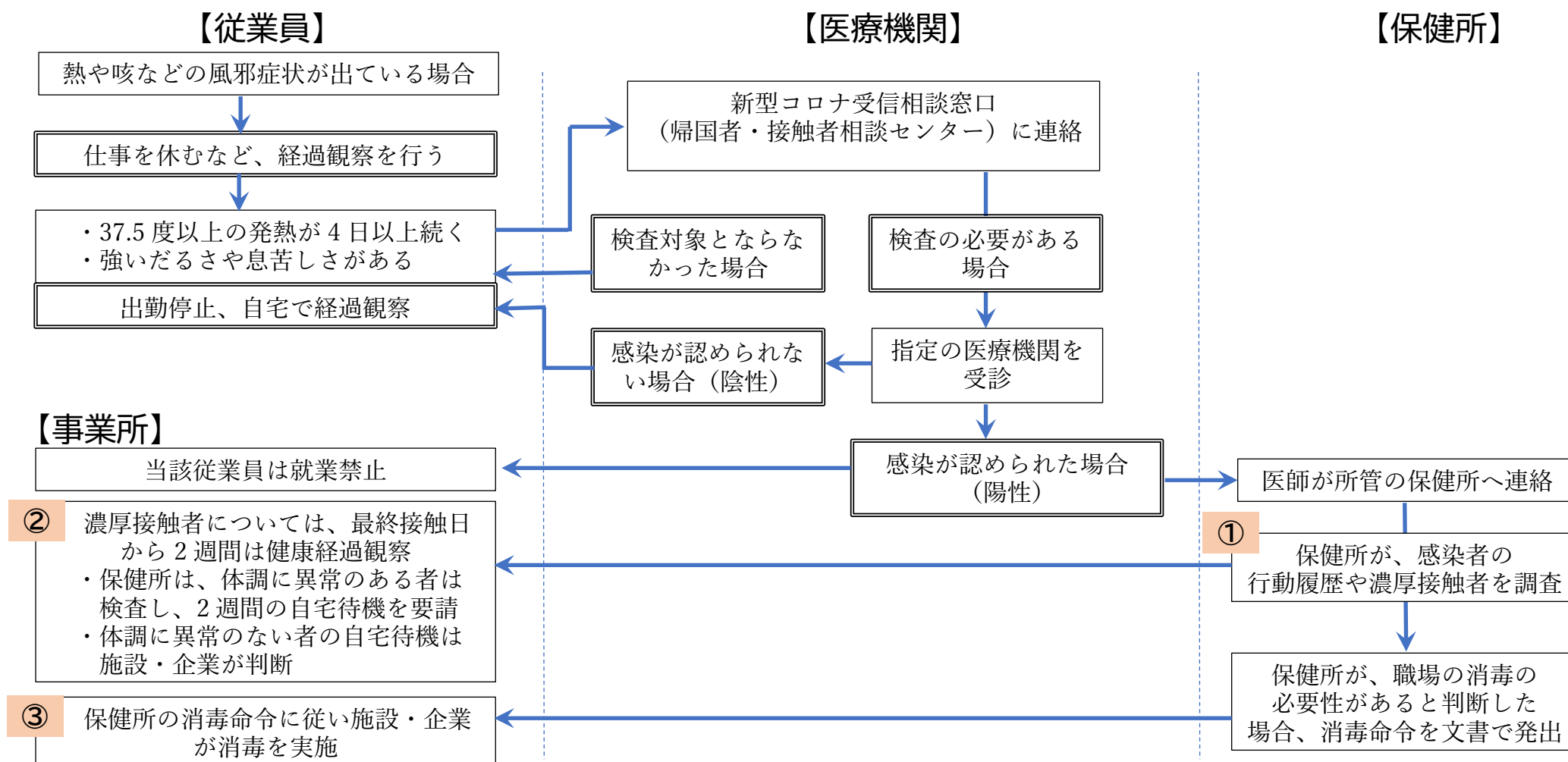


新型コロナウイルス感染症の感染確認およびその後の対応フローについて



①最初は感染者の居住地の保健所に連絡が入り、勤務先等について聞き取り調査が実施される。その後、居住地の保健所から勤務先の管轄の保健所に対し、疫学調査を依頼。

②保健所職員が濃厚接触者の特定を行う。濃厚接触者全員を自宅待機とさせるかについては、各事業者の判断による。

③保健所が必要と判断した場合、事業所の消毒(必要な範囲及び使用する薬剤と方法)を命令。消毒作業は専門業者が必要な場合もあれば、自力で対処可能な場合もあり、保健所の命令の内容による。